

山口県みほり学園事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、山口県みほり学園における令和3年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場にたった「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用児や地域のニーズが高度化、多様化する中、みほり学園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用児、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和3年度の運営方針

- 虐待を受けた児童や家庭等において不適応を示す児童が、心の不安と混乱を取り除き、社会適応能力を高めていくことができるよう、施設全体（学校教育・心理治療・生活指導）が連携して治療する「総合環境療法」の充実に努めます。
- 年々増加する被虐待児や発達に偏りのある児童については、児童の安心・安全を確保しながら、傷ついた心を癒し、愛着が形成できるよう心理療法を行います。
- 生活全般を通し、その行動特性の改善を図る訓練や心理療法を実施し、社会適応能力の改善を図るとともに、家族再統合を目指します。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

◆ 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

(1) 令和3年度の取組目標

取組事項	数 値 目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
家族再統合が実現した児童数	2023年度までに 10人（累計）	累計数 8人（うち今年度は 1人）	

(2) 目標達成のための具体的な取組

- 職員全員がそれぞれの役割を明確にし、心の傷に対する有効なスキルを学び、実行します。また、専門的な外部研修の受講や専門書を使用した勉強会等を実施します。
- 現在実施している訓練などが、効果的に実施できるよう手順の徹底と検証・評価を行いながら、より有効な取組を進めます。

◎ 利用児に対する基本姿勢等

利用児や保護者とのコミュニケーション手段を確保しながら、それぞれの立場に立ち、早期の家庭復帰と社会復帰を支援します。

1 利用児に対する基本姿勢

利用児に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用児の自己決定と選択の尊重	
重 アセスメント内容・方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 利用児一人ひとりの個性や能力に沿ったアセスメントの実施 当該アセスメントを踏まえた、利用児等のニーズに即した自立支援計画等の作成と当該計画に基づくサービスの提供 利用児の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解
重 利用児の意思決定支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用児の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供 国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備 利用児とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援
基本的人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権を尊重したサービスの提供 「個人情報保護規程」や「みほり学園プライバシー取扱要領」に基づくプライバシーの保護に向けた取組の推進
重 身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進 生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束
重 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に必要な体制整備を構築 職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底 事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用
利用児等が意見を述べやすい体制の確保	
利用児・家族からの意見・要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用児面談、保護者会、日常的なコミュニケーションを通じた、利用児や家族からの意見・要望の積極的な聴取 意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応 対応結果の利用児や家族へのフィードバック 家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な対応
苦情解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用児、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ確かな対応 苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録 記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- アセスメント内容・方法の見直し
 - ・発達障害、心理療法等に関する各種研修への派遣
- 利用児の意思決定支援
 - ・利用児主体の会議（部屋・室長会議）の開催（月1回）
 - ・利用児企画の行事の実施
- 身体拘束の適正化
 - ・検討委員会の開催（年3回）
 - ・身体拘束報告書の検証
- 虐待防止の推進
 - ・虐待防止についての組織的な体制整備
 - ・虐待防止研修の開催（6月、12月開催）
 - ・虐待防止マニュアルの周知と見直し
 - ・委員会の開催（年3回）

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底 ・日常的な疾病予防対策への取組 ・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理による適切な食事サービスの提供 ・食育の観点からも地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の整備や補修等、可能な限り安心・安全で快適な環境の確保
新たなプログラムの研究・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 ・既存のプログラム（認知作業トレーニング・認知機能強化トレーニング）の継続とさらなる充実 ・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入
利用児満足度の向上	
「利用児満足度調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児(保護者)満足度調査の継続実施 ・実施結果の共有と改善案の検討

		・調査票や実施方法等、必要に応じた見直し
サービスの評価		
	自己評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年毎の自己評価を継続実施 ・実施結果の共有と改善案の検討
	第三者評価の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス評価の客観性を保つ上で、3年に1回福祉サービス第三者評価を受審 ・公表された結果を踏まえたサービス改善の取組
サービスの適切な実施のための取組		
	各種業務マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・既存マニュアルの見直しと、法改正等に基づき、必要に応じて改定 ・必要に応じて、新たなマニュアルの策定
	サービス関連情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画やサービス実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用 ・絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 健康管理
 - ・指導部会で定期的に研修を実施（感染症、怪我の処置等）
 - ・嘱託医による利用児内科健診を実施（年1回）
- 食事サービス
 - ・利用児の栄養管理等見直しのため給食会議を月1回開催
- 新たなプログラムの研究・導入
 - ・既存のトレーニングの継続・展開（認知作業訓練、認知機能強化訓練）
- 利用者満足度調査
 - ・毎年10月に実施
 - ・調査評価会議開催（11月）
- 自己評価
 - ・自己評価：毎年10月に調査実施
 - ・調査結果の検討会を開催（11月）
 - ・既存マニュアルの見直し、整備を随時行う。
 - ・令和3年度は第三者評価受診予定

3 利用者（児）の安全確保とリスク対策

利用児の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用児の安全確保	
リスクマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> 常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応
事故等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクマネジメント実施要領」に基づき、委員会における事故、ヒヤリ・ハットの分析と職員への周知 要因分析を踏まえたリスクの軽減
感染症等の予防及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し
食品の安全確保、衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全に関する情報を平素から収集 食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底 食材、厨房、居室等や調理従事者の衛生管理の徹底 食中毒や感染症の予防対策の徹底
施設・設備の点検及び修繕等	<ul style="list-style-type: none"> 施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等
危機管理	
災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 消防計画及び防災マニュアルの見直し（随時） 事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し 災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
不審者対応の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 当該マニュアルの見直し 防犯カメラや侵入検知センサーの設置や活用を通じた防災対策の徹底 不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 事故防止
 - ・ リスクマネジメント委員会を学期毎に開催し、事故防止対策を検討
 - 検討内容は職員会議において報告の上、周知

- 感染症等の予防と対応
 - ・ 感染症予防についての園内研修の実施（流行時期：年2～3回）
 - ・ 直接処遇職員には、毎月の指導部会で研修実施

- 危機管理
 - ・ 火災・災害等の避難訓練、不審者対応の訓練等、分校と連携して実施
 - 各種避難訓練 月1回実施
 - 分校との合同訓練 年3回実施（不審者、火災、地震対応）

Ⅱ 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切に、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

- 退所児アフターフォロー
退所児童について、家庭や学校で不適応を起こした児童やその家族に対して、家庭訪問や面接、電話等で相談・助言を行います。
- 外来相談支援
地域で不適応を起こしている児童やその家族を対象に、学校、教育委員会及び児童相談所と連携し、面接や電話相談を実施します。

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	・児童相談所との連携により、緊急・困難ケースの可能な範囲での受入れ
災害時における避難者の受入れ	・非常災害時においては、入所児の安全を確保した上で、一次的な避難場所として、可能な範囲で受入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- セーフティネット機能の発揮
・児童相談所との連携により、一時保護児童を可能な範囲で受け入れます。
- 災害時における避難者の受入体制
・山口総合支援学校みほり分校との連携により、施設運営に支障のない範囲で、一時的に避難者を受け入れます。

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	・行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 関係機関・団体等とのネットワークづくり
山口市社会福祉協議会や他の法人と連携して、地域公益的な活動を実施し、ネットワークの構築に努めます。

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域住民の施設拠点の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児の個人情報に配慮した上で、地域の人々の当学園行事等への積極的な受入れを推進 ・地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画 ・利用児や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加
ボランティアの計画的な受入れ	・施設の特性を考慮したニーズや内容を検討の上、治療教育に効果的なボランティアの受け入れを推進
施設・設備等の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲） ・地域で開催される福祉や心理治療に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 施設行事等への受入れ
 - ・10月に主催する「地域ふれあいキャンプ」に、地域の老人会や子ども会を招待し、交流を深めます。
 - 地域住民の参加者の目標 **50人**
- 地域の行事・イベントへの参加
 - ・地域で主催のマラソン大会等、個人情報に配慮しながら参加し、交流します。
- 施設・設備等の開放
 - ・地域のスポーツ団体等の練習の場として、体育館やグラウンドの貸し出しをします。